

◎新潟県教育委員会訓令第7号

県立学校

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（特別な教育職員の週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 休職した教育職員等 休職期間中の教育職員については、当該職員が休職しないものとして第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、復職後の期間についても適用する。 また、育児休業中、停職中及び海外派遣期間中（<u>配偶者</u>同行休業中の者を含む。）の教育職員についても同様とする。</p> <p>(3)（略）</p>	<p>（特別な教育職員の週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第6条（略）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 休職した教育職員等 休職期間中の教育職員については、当該職員が休職しないものとして第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、復職後の期間についても適用する。 また、育児休業中、停職中及び海外派遣期間中（<u>在外勤務等</u>同行休業中の者を含む。）の教育職員についても同様とする。</p> <p>(3)（略）</p>